



スカパーJSAT

衛星通信サービス料金表
新旧対照表
(第27版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

衛星通信サービス料金表 新旧対照表(第27版/令和4年10月)

旧			新		
第4 無線局免許取扱手数料 終日専用契約及び随時専用契約に関するもの (1)適用 無線局免許取扱手数料の適用については、第61条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。			第4 無線局免許取扱手数料 終日専用契約及び随時専用契約に関するもの (1)適用 無線局免許取扱手数料の適用については、第61条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。		
無線局免許取扱手数料の適用			無線局免許取扱手数料の適用		
無線局免許取扱手数料の算定		地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続について適用し、当社が行う事務及び作業に要する実費並びに電波法関係手数料を合算した額とします。	無線局免許取扱手数料の算定		地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続について適用し、当社が行う事務及び作業に要する費用並びに電波法関係手数料を合算した額とします。
(2)無線局免許取扱手数料の額 一の地球局設備又は受信専用設備ごとに			(2)無線局免許取扱手数料の額 一の地球局設備又は受信専用設備ごとに		
項 目	区 分	無線局免許取扱手数料の額	項 目	区 分	無線局免許取扱手数料の額
1 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続について当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間	1 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続について当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	(2) 諸経費	電波法上の手続を行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費		(2) 諸経費	電波法上の手続を行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
2 電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び専用契約に基づく契約者設備については電波法に規定される電波利用料に相当する額	2 電波法関係手数料	—	登録免許税に相当する額 <u>ARIB照会相談業務手数料</u> 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び専用契約に基づく契約者設備については電波法に規定される電波利用料に相当する額
			附則 この改正料金表は令和4年10月1日より実施します。		